

# 臼杵市のまちづくりについてのお知らせ ～「立地適正化計画」に関する意見公募～

1月号(挟込み)  
の続きだよ



## 立地適正化計画ってなに？

人口減少が進むと、病院やスーパーなどの生活に欠かせない施設や公共交通機関の維持が難しくなり、空き家が増え、まちはスポンジのように空洞化が進みます。

そこで家で生活に必要な施設の区域を定め、公共交通機関で繋ぐことで、人口減少しても住みやすい環境を維持するための計画が立地適正化計画（コンパクトシティ+ネットワーク）です。臼杵市都市計画マスタープランの基本方針をより具体化し、持続可能なまちづくりに取り組みます。



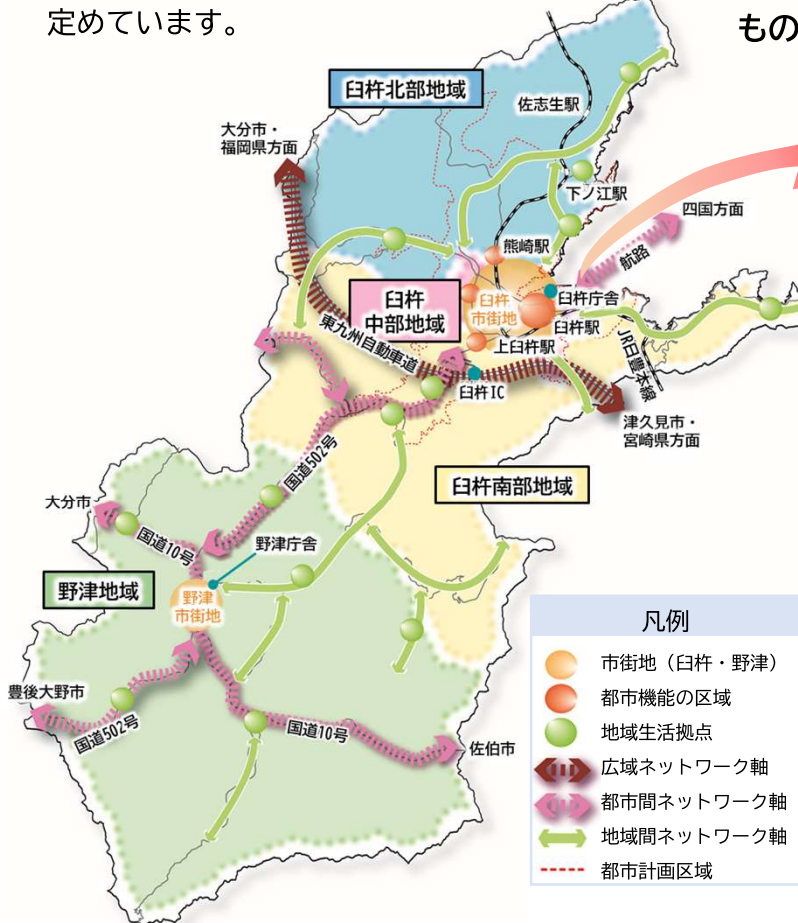
## 都市構造のイメージ

計画の対象区域は都市計画区域と同じです。都市計画区域外の野津市街地や地域生活拠点とのつながりもまちの構造として重要なものであるため、連携してまちづくりをする都市構造を定めています。

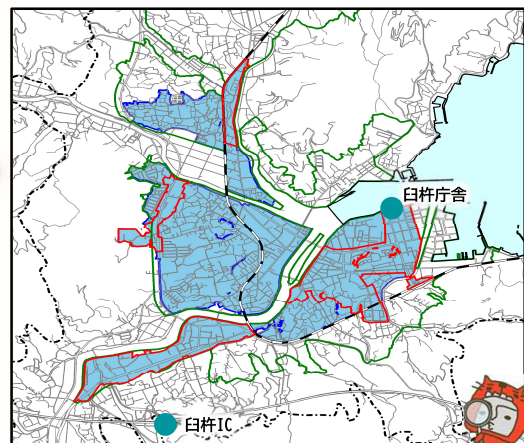
## 計画の具体的区域

人口がある程度密集している市街地において、都市機能施設(病院・福祉施設・スーパー等)や人口密度を維持する区域を設定しています。

都市計画の用途地域のように、規制をかけるものではありません。



## 臼杵市街地を拡大



なるほど～！  
色付きのエリア  
でお店や人口を  
維持していくん  
だね！

担当課：都市デザイン課

(〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 電話：0972-86-2711 FAX：0972-64-0136)

# 臼杵市のまちづくりについてのお知らせ

## ～「立地適正化計画」に関する意見公募～



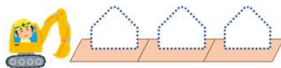
### 立地適正化計画で何が変わる？

立地適正化計画区域(都市計画区域と同じ区域)では、届出制度が開始されます。この届出制度は、立地を抑制するものではなく、市が施設や開発の動向を把握することが主な目的です。

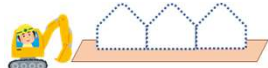
### 住宅の建築で届出が必要になる行為 ※不要となる区域もあります

#### 開発行為(建築目的の造成工事)

① 3戸以上の住宅を建築するための開発行為



▲ 3棟以上の戸建てを建築するための造成工事



▲ 3戸以上の集合住宅を建築するための造成工事

② 1戸または2戸の住宅を建築するための開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの



▲ 2戸以下の住宅を建築するための1,000㎡以上の造成工事

例えば2戸建てるために800㎡の造成工事をする場合は届出不要だね



③ 住宅以外で、居住用の建築物として条例で定めたもの(寄宿舍や高齢者施設など)を建築するための開発行為

#### 建築等行為

① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合



▲ 3棟以上の戸建ての新築



▲ 3戸以上の集合住宅の新築

② 居住用の建築物として条例で定めたもの(寄宿舍や高齢者施設など)を新築しようとする場合



▲ 寄宿舍や高齢者施設などの新築

既にある宅地に住宅を1戸や2戸建てる場合は届出不要だね



③ 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①や②)とする場合

### 計画策定についてのお知らせです

立地適正化計画の素案について、内容を皆さまにお知らせするとともにご意見をいただくため、「パブリックコメント(意見公募)」と「まちづくりと防災(計画についてのお知らせ)」を実施します。

#### パブリックコメント(意見公募)

募集期間

令和6年2月5日(月)～3月5日(火)  
8:30～17:00(平日のみ)

掲示場所

- 臼杵市ホームページ
- 市役所臼杵庁舎 都市デザイン課
- 市役所野津庁舎 市民生活推進課
- 臼杵市中央公民館
- 下北連絡事務所
- 下南コミュニティセンター
- 海辺連絡事務所
- 市浜地区コミュニティセンター



提出先

臼杵市都市デザイン課まで提出または郵送  
※持参の場合は市民生活推進課(野津庁舎)でも受付可

#### まちづくりと防災(計画についてのお知らせ)

令和6年2月13日(火)

19:00～20:00

福良公民館

令和6年2月20日(火)

19:00～20:00

臼杵市中央公民館  
ホール

申込は不要!  
どなたでも  
参加できます



令和6年2月21日(水)

19:00～20:00

下北連絡事務所

令和6年2月22日(木)

19:00～20:00

市浜地区  
コミュニティセンター

担当課：都市デザイン課

(〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1 電話：0972-86-2711 FAX：0972-64-0136)